

令和6年度 作州津山商工会 第5回理事会 次第

日 時 令和6年3月25日(火) 午後2時～

場 所 津山鶴山ホテル2階「鶴の間」

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 協議事項（書記：飯盛）

- (1) 新規加入者の可否並びに脱会者の報告について・・・(資料1)
- (2) 令和6年度更正予算(案)について・・・(資料2)
- (3) 令和7年度事業計画(案)について・・・(資料3)
- (4) 商工会統一規程の一部改正(案)について・・・(資料4)
- (5) 受託事業・地域振興事業の見直しについて・・・(資料5)

4. 報告事項

- (1) 商工会重点・主要事業、組織目標の進捗状況について・・・(資料6)
- (2) 令和7年度市町補助金の内示について・・・(資料7)
- (3) 職員の人事異動について・・・(資料8)
- (4) 新年互礼会事業報告について・・・(資料9)
- (5) 「T-スタ」に係る連携協定について・・・(資料10)
- (6) 役員等費用弁償について・・・(資料11)

5. その他

(1) 次回会議等予定について

- ・令和7年4月15日(火) 13時30分：三役会、15時：監査会 本部
- ・令和7年4月30日(水) 14時：令和7年度第1回理事会 津山鶴山ホテル
- ・令和7年5月13日(火) 14時：令和7年度通常総代会 津山鶴山ホテル

(2) 特別報奨金の授与について

(3) 新任職員の紹介について

(4) その他

6. 閉 会

令和6年度

会員の加入・脱会について

(令和6年12月18日～令和7年3月24日)

入 会

NO	受付日	事業所名	代表者氏名	地 区	業 種	備 考	区 分
1	1月6日	(株)Trip Three	池田泰史	久米 中北上	旅行業	法人	法定
2	1月6日	Atelier Lulu	小原沙耶	久米 戸脇	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	個人	法定
3	1月27日	よろずや富岳	澤田和彦	久米 中北下	建具製造業	個人	法定
4	1月28日	神田ファーム	神田大輔	勝北 西中	野菜・果実小売業	個人	法定
5	3月5日	ウッドジャパン本干尾組	本干尾和将	加茂 塔中	林業サービス業	個人	法定
6							
7							
8							
9							
10							

脱 会

NO	受付日	事業所名	代表者氏名	地 区	業 種	理 由	区 分
1	1月6日	さくら通り矯正歯科	高山愛子	勝北 坂上	歯科医業	任意	定款
2	1月17日	(舎)ヴァインドファクトリー	吉成太一	勝北 上村	サービス業	任意	法定
3	1月17日	小童谷	小童谷基行	奈義 中島東	酪農業	廃業	特別
4	2月13日	久米急便	後藤修一	久米 南方中	貨物軽自動車運送業	任意	法定
5	3月5日	本干尾龍	本干尾龍	加茂 塔中	林業サービス業	個人	法定
6							
7							
8							
9							
10							

令和6年12月17日現在 会員数 660名

【内訳】

	勝北	加茂・阿波	久米	奈義	合計
法定	165	115	163	165	608
定款	6	5	2	6	19
特別	6	5	16	6	33
合計	177	125	181	177	660

加 入 5名

脱 会 5名

令和7年3月24日現在 会員数 660名

【内訳】

	勝北	加茂・阿波	久米	奈義	合計
法定	165	115	165	165	610
定款	5	5	2	6	18
特別	6	5	16	5	32
合計	176	125	183	176	660

令和6年度 作州津山 更正予算書(案)

令和6年4月 1日から
令和7年3月31日まで

I. 収入の部

(単位:円)

科 目		当初予算額	更正予算額	対比増減	備 考
分類	細 分類				
1. 補助金等収入		74,194,710	73,388,490	△ 806,220	
	1. 県補助金 (人件費)	50,104,810	49,340,430	△ 764,380	総計 49,340,430 俸給 26,218,500 扶養手当 966,280 地域手当 通勤手当 953,780 期末手当 5,891,830 期末手当加算分 178,170 寒冷地手当 住居手当 821,960 福利厚生費 5,467,730 超過勤務手当 405,000 特別調査研究費 587,520 福利環境整備費等 4,803,370 事務局局長等設置費 3,046,290
	2. 県補助金 (事業費)	1,303,900	1,286,660	△ 17,240	指導事業費 527,600 <資質向上対策事業費> 52,220 <特別研究指導費> 213,840 <指導施設建設費> <人材育成・経営安定強化事業費> <企画提案型・小規模事業者等支援事業費> 493,000
	3. 市町村補助金	22,386,000	22,386,000		
	4. 市町村補助金Ⅱ				274,000
	5. 連合会助成金				
	6. 全国連補助金	400,000	375,400	△ 24,600	伴走型小規模事業者支援推進事業
	7. 全国連補助金Ⅱ				
	8. 全国連助成金				
2. 会費・手数料等収入		74,970,000	43,104,095	△ 31,865,905	
	1. 会 費	7,800,000	7,750,250	△ 49,750	
	2. 特別賦課金	1,200,000	908,000	△ 292,000	
	3. 手 数 料	9,100,000	9,160,000	60,000	
	4. 中小企業共済制度受託料	220,000	229,608	9,608	
	5. 商工貯蓄共済事業等受託料	500,000	308,528	△ 191,472	
	6. 福祉共済事業受託料	2,600,000	2,550,000	△ 50,000	
	7. 一般受託料	2,000,000	1,928,000	△ 72,000	
	8. 使 用 料	30,000	84,312	54,312	
	9. 分 担 金				
	10. 加 入 金	120,000	100,000	△ 20,000	
	11. 寄 付 金				
	12. 特別会計繰入金				
	13. 引当金繰入収入	49,000,000	16,908,000	△ 32,092,000	
	14. 労働保険事務組合報奨金	2,000,000	2,334,500	334,500	
	15. 雑 収 入	400,000	842,897	442,897	
3. 受託料収入		200,000	97,000	△ 103,000	
	1. 連合会指導事業受託料	200,000	97,000	△ 103,000	
	2. 景況調査受託料				
	3. 経営計画作成支援事業受託料				
4. 前期繰越収支差額		1,092,815	1,092,815		
	前期繰越収支差額	1,092,815	1,092,815		
合 計		150,457,525	117,682,400	△ 32,775,125	

令和 7 年度 作州津山商工会 事業計画概要

【重点事業】

I 経営力再構築型伴走支援による事業者の業績維持と持続的発展

[主な取組]

- ・ 経営革新による新たなビジネスモデル構築及び競争力強化支援
- ・ 事業拡大及び事業継続に向けた雇用拡大支援
- ・ 生産性向上及び新たな価値の創造に向けた D X ・ G X への取組
- ・ 岡山県信用保証協会と連携した事業者への金融支援
- ・ 販売機会の創出及び販わいの創出による販路開拓支援

II 地域経済の持続的発展支援

[主な取組]

- ・ 創業を核とした支援体制・拠点の整備
- ・ 地域生活網と雇用の維持を実現する事業承継及び後継者育成支援
- ・ 事業者の経営基盤強化を目指した B C P 策定支援
- ・ 事業継続力強化支援計画の実施に対する支援
- ・ リスクマネジメント力の向上のための共済推進
- ・ 次代を担う地域人材の育成（青年部・女性部）

III 商工会の組織力強化と支援体制の整備

[主な取組]

- ・ 「商工会のあり方」指針に基づく体制構築と取り組み
- ・ デジタル化社会に対応したネットワーク体制の構築
- ・ 会員加入推進による組織力強化
- ・ 会員相互の連携強化

I 経営改善普及事業

- 経営・事業承継・創業・金融・税務・情報化・労働・取引・リスクマネジメントに係る基礎的な経営支援
- 各種相談会・専門家派遣の実施

(1) 基礎的経営支援

- ・経営状況の動向調査および経営支援データの分析・活用
- ・経営分析からフォローアップまでのPDCAサイクルによる支援
- ・経営革新計画、経営改善計画など各種経営計画策定支援
- ・各種補助金申請に繋がる計画策定支援
- ・円滑な廃業支援

(2) 創業及び事業承継の推進支援

- ・津山市・奈義町と一体になった特定創業支援事業の実施
- ・日本政策金融公庫との連携した創業・承継支援
- ・岡山県事業承継ネットワークとの連携による事業承継支援
- ・各種補助金等を活用した事業承継の推進
- ・創業計画・事業承継計画の策定支援

(3) 金融支援

- ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経資金）の推進
- ・岡山県信用保証協会と連携した事業計画策定
- ・日本政策金融公庫等と連携した支援
- ・津山市・奈義町の利子補給制度の運用
- ・各金融機関、行政と連携した融資制度等への斡旋

(4) 税務・経理支援

- ・インボイス制度、改正電子帳簿保存法の周知と運用の支援
- ・青色申告等の決算及び申告に関する指導
- ・「小規模支援システム」MOMOによる記帳代行の実施
- ・津山税務署及び中国税理士会津山支部との連携

(5) 情報化支援

- ・みらデジ経営チェックによるデジタル化推進
- ・IT診断・導入支援
- ・IT活用による生産性向上支援
- ・企業情報の発信システム（GOOPE）導入支援

(6) 労働支援

- ・就職意識調査・分析による雇用拡大支援
- ・労働保険・各種助成金に関する情報提供及び基礎的支援

- ・労働保険事務組合による事務代行

(7) 取引支援

- ・国内の物産展・商談会の出展による販路拡大支援
- ・海外展開のための物産展等の参加に係る販路拡大支援
- ・取引企業の信用調査と情報提供（帝国データバンク・東京商工リサーチ等）

(8) リスクマネジメント支援

- ・商工貯蓄共済・会員福祉共済の推進
- ・企業共済、中退共、倒産防止共済の推進
- ・BCPに係る各種共済制度の推進

II 地域経済の持続的発展支援

○創業を核とした支援体制・拠点の整備

- ・行政との広域連携による創業塾の開催
- ・創業予定者の創業促進と創業後のフォローアップ支援
- ・行政との連携による多様な創業形態の支援

○作州津山商工会 事業継続力強化支援計画の実施

- ・災害リスクの認識とBCP（事業継続力強化計画）認定支援
- ・災害リスクに対する情報発信と情報網の整備
- ・関係機関との情報共有による連携強化

○販売機会及びにぎわいの創出による販路開拓支援

- ・商品企画から販売戦略までを一体化した商品開発支援
- ・商工会物産展による販路開拓支援
- ・クラウドファンディングを活用した販路開拓支援

○行政（津山市・奈義町）、関係機関との交流、協調

- ・行政等への意見具申・陳情
- ・行政との座談会の実施
- ・美作国商工団体連絡協議会への協力

III 商工会組織力強化と支援体制の整備

○「商工会のあり方」指針に基づく体制構築と取り組み

- ・デジタル化社会に対応したネットワーク体制の構築
- ・自主財源確保による財政力の強化

○会員加入推進による組織力強化

- ・非会員への定期訪問実施
- ・地域内事業所への各種情報提供実施

- ・地域内事業所の情報収集と状況調査実施

○会員相互の連携強化

- ・新年互例会の開催
- ・会員親睦事業の実施
- ・会員交流ゴルフ大会の実施

IV 次代を担う地域人材の育成（青年部・女性部）

- ・資質向上に係る講習会・研修会の実施
- ・地域の活性化推進事業の実施
- ・部員相互の親睦・交流活動の実施
- ・自主運営事業の実施

V 商業振興事業（商業部会）

- ・共通商品券「はばたき」の発行・情報発信
- ・共通商品券「はばたき」加盟店の販路開拓支援
- ・地域資源等の育成（晴れのめぐみ認証事業等）
- ・管内業者の相互交流及び情報交換の推進

VI 工業振興事業（工業部会）

- ・地域課題解決事業の実施
- ・地域内事業者紹介事業の実施
- ・工業展等への出展・参加
- ・管内業者の相互交流及び情報交換の推進
- ・視察研修会の実施

VII 観光振興事業

- ・管内で実施される観光関連事業への協力
- ・行政・観光協会との協力・協調

VIII 情報化推進事業

- ・小規模支援システムの活用強化
- ・SMSを利用した会員情報網の構築
- ・YOUTUBEによる商工会事業者紹介ページの作成
- ・WEBを活用した非対面型の講習会・相談会の実施

IX 広報活動事業

- ・会報「商工会だより」の発行 7月、12月
- ・商工会の日（6月10日）PRチラシの発行
- ・作州津山商工会HPの整備と運用

【県連、商工会統一】給与規程の一部改正（案）について

1 改正理由

- ① 県給与条例の改正により俸給表、地域手当、扶養手当、有料道路の利用料金に係る通勤手当の認定基準が改正となったため
参考資料 岡山県給与関係改正の概要等

《令和7年度》

- (1) 俸給表の改正（令和7年4月1日）
社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る号俸の切替
（2級以下の号俸切替なし）
- (2) 地域手当の改正（令和7年4月1日）
支給対象地域の見直し
岡山市（3%） ⇒ 岡山市（4%）、倉敷市（4%）
※ただし、令和7年度については、
岡山市（3%）、倉敷市（2%）
- (3) 扶養手当の改正（令和7年4月1日）
配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額

扶養親族	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子（1人当たり）	10,000円	11,500円	13,000円

- (4) 通勤手当の改正（令和7年4月1日）
1箇月当たりの通勤手当額の全額支給限度額の見直し
64,000円 ⇒ 150,000円
- (5) 有料道路の利用料金に係る通勤手当の認定基準の改正（令和7年4月1日）
「有料道路を利用した場合に、片道20分以上の時間短縮効果があること」及び有料道路を利用した場合の通勤距離が、有料道路を利用しないとした場合の通勤距離の40%までの距離延長であること」の要件廃止

2 改正内容

上記内容に基づいた別表1、附則別記2、別表9及び別表11の改正

附 則

(実施の時期)

1 この規程の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、附則別記2の号俸の切替表に定める。

(経過措置)

3 扶養手当の支給額について、次の措置を適用する。

①令和7年度：配偶者3,000円、子11,500円

②令和8年度：配偶者廃止、子13,000円

(令和 年 月 日理事会議決) (別表1、附則別記2、別表9、別表11)

資料 4 - 2

【県連、商工会統一】旅費規程の一部改正（案）について

- 1 改正理由
県給与条例の改正により旅費制度が改正となったため
- 2 改正内容
別紙新旧対照表のとおり。

改正前

_____改正箇所

別 表 1

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車 賃	旅行雑費（定額） 1日につき		宿泊料 1日につき	
					県 内	県内以外	甲地	乙地
役員	普 通	普 通	実 費	実費※	5,000 円	5,000 円	13,100 円	11,800 円
職員	普 通	普 通	実 費	実費※	—	1,100 円	10,900 円	9,800 円

※ 実費が不明であることその他やむをえない事情がある場合には、
37円/kmとする。

備 考

- 1 商工会所有の車を利用した場合の運賃は支給しないものとする。
- 2 甲地とは別表2、乙地とは甲地以外の地域とする。

別 表 2

甲 地

埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区
神奈川県	横浜市、川崎市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市、堺市
兵庫県	神戸市
広島県	広島市
福岡県	福岡市

乙地とは、甲地以外の地域をいう。

別表 1

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	旅行雑費（定額） 1日につき		宿泊費 1日につき	宿泊手当
					県内	県内以外		
役員	普通	普通	実費	実費 (※1)	5,000 円	5,000 円	実費 (※2)	2,400 円 (※3)
職員	普通	普通	実費	実費 (※1)	—	—	実費 (※2)	2,400 円 (※3)

※1 実費が不明であることその他やむをえない事情がある場合には、
37円/kmとする。

※2 宿泊費基準額（上限額）は、別表2のとおり都道府県単位で設定し、上限付
き実費支給とする。

※3 宿泊代金に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場
合は定額の3分の2の額（1,600円）とし、朝食及び夕食に係る費用に相当する
ものが含まれる場合は定額の3分の1の額（800円）とする。

備 考

- 1 商工会所有の車を利用した場合の運賃は支給しないものとする。
(削除)

別表 2

■宿泊費基準額（上限額）

都道府県	金額(円)	都道府県	金額(円)
埼玉、東京、京都	19,000	北海道、岐阜、大阪、広島	13,000
福岡	18,000	山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	12,000
千葉	17,000	青森、秋田、茨木、富山、長野、愛知、滋賀、 奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	11,000
神奈川県、新潟	16,000	宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	10,000
香川	15,000	岩手、石川、静岡、三重、島根	9,000
熊本	14,000	福島、鳥取、山口	8,000

■新旧対照表（旅費規程）

改正前	改正後
<p>(旅費の種類)</p> <p>第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、<u>宿泊料</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>5 宿泊料は、出張中の夜数に応じ、出張者の資格により1夜当りの<u>定額</u>を支給する。(旅費の額)</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p>(旅費の額)</p> <p>第6条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、<u>宿泊料の額</u>は別表1による。</p> <p>2 運賃の等級を設けない路線、船舶による場合の鉄道賃、航空賃及び船賃の額は、その乗車、乗船、搭乗に要する運賃とする。</p> <p>3 急行料金等を徴する路線による出張の場合には、普通旅客運賃のほか次に規定する急行料金等を支給する。</p> <p>一 <u>普通急行列車を運行する路線による出張で片道50km以上の場合</u> 普通急行料金</p> <p>二 <u>普通急行列車を運行する路線による出張で片道100km以上の場合</u> 普通急行料金及び座席指定料金</p> <p>三 <u>特別急行列車（新幹線を含む）を運行する路線による出張で、片道100km以上の場合</u> 特別急行料金及び座席指定料金</p> <p>四 航空賃は、用務の必要により特に会長が認めたときに限り、現に支払った旅客運賃とする。</p> <p>4 旅行雑費の額は、県内旅行、県内旅行以外の場合の区分に応じ、別表1による額とする。</p> <p>5 宿泊料は公務上の必要、又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り支給する。</p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、<u>宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>5 宿泊費は、出張中の夜数に応じ、出張者の資格により1夜当りの<u>宿泊に要した費用の実費額</u>を支給する。<u>ただし、上限付きの実費支給とする。</u>(旅費の額)</p> <p>6 <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用（パック商品の代金）に充てる旅費であり、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算した交通費の額及び宿泊基準額の合計額を上限に実費額を支給する。</u></p> <p>7 <u>宿泊手当は、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む。）に充てる旅費であり、1夜当りの定額を支給する。</u>(旅費の額)</p> <p>第6条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、<u>宿泊費、宿泊手当の額</u>は別表1による。</p> <p>2 運賃の等級を設けない路線、船舶による場合の鉄道賃、航空賃及び船賃の額は、その乗車、乗船、搭乗に要する運賃とする。</p> <p>3 急行料金等を徴する路線による出張の場合には、普通旅客運賃のほか次に規定する急行料金等を支給する。</p> <p>一 <u>特急（急行）料金及び座席指定料金は、会長が公務上必要と認めた場合に支給することができる。</u></p> <p>二 <u>特急（急行）列車の自由席を利用した場合には、自由席の特急（急行）料金を支給する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>三 航空賃は、用務の必要により特に会長が認めたときに限り、現に支払った旅客運賃とする。</p> <p>4 旅行雑費の額は、県内旅行、県内旅行以外の場合の区分に応じ、別表1による額とする。</p> <p>5 宿泊費は公務上の必要、又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り支給する。</p> <p>附 則</p> <p>(実施の時期)</p> <p>1 この規程の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(令和 年 月 日理事会議決) (第4条、第6条、別表1、別表2)</p>

資料 4 - 3

育児休業等及び介護休業等に関する規程の一部改正（案）について

1 改正の理由

- ① 育児・介護休業法施行規則等の改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）に伴い、子の看護休暇の見直しに対応するため
- ② 育児・介護休業法施行規則等の改正（令和 7 年 10 月 1 日施行）に伴い、柔軟な働き方を実現するための措置等に対応するため

2 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第 7 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、申し出ることにより、服務規程第 18 条の所定労働時間について、次に掲げる勤務形態に変更することができる（1 歳に満たない子を育てる女性職員は、更に別個に、労働基準法に基づいて、30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができる。）。</p> <p>① 勤務形態 A：所定労働時間を午前 9 時 30 分から午後 4 時 15 分まで（うち休憩時間は、午前 12 時 15 分から午後 1 時までの 45 分間とする。）の 6 時間とする。</p> <p>② 勤務形態 B：所定労働時間を午前 10 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（うち休憩時間は、午前 12 時 15 分から午後 1 時までの 45 分間とする。）の 6 時間とする。</p> <p>③ 勤務形態 C：所定労働時間を午前 8 時 30 分から午後 3 時 15 分まで（うち休憩時間は、午前 12 時 15 分から午後 1 時までの 45 分間とする。）の 6 時間とする。</p>	<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第 7 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、申し出ることにより、服務規程第 18 条の所定労働時間について、次に掲げる勤務形態に変更することができる（1 歳に満たない子を育てる女性職員は、更に別個に、労働基準法に基づいて、30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができる。）。</p> <p>① 勤務形態 A：所定労働時間を午前 9 時 30 分から午後 4 時 15 分まで（うち休憩時間は、午前 12 時 15 分から午後 1 時までの 45 分間とする。）の 6 時間とする。</p> <p>② 勤務形態 B：所定労働時間を午前 10 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（うち休憩時間は、午前 12 時 15 分から午後 1 時までの 45 分間とする。）の 6 時間とする。</p> <p>③ 勤務形態 C：所定労働時間を午前 8 時 30 分から午後 3 時 15 分まで（うち休憩時間は、午前 12 時 15 分から午後 1 時までの 45 分間とする。）の 6 時間とする。</p> <p>④ <u>勤務形態 D：所定労働時間を午前 9 時から午後 4 時 45 分まで（うち休憩時間は、午前 12 時 15 分から午後 1 時までの 45 分間とする。）の 7 時間とする。</u></p> <p>⑤ <u>勤務形態 E：所定労働時間を午前 9 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（うち休憩時間は、午前 12 時 15 分から午後 1 時までの 45 分間とする。）の 7 時間とする。</u></p> <p>⑥ <u>勤務形態 F：所定労働時間を午前 8 時 30 分から午後 4 時 15 分まで（うち休憩時間は、午前 12 時 15 分から午後 1 時ま</u></p>

での45分間とする。)の7時間とする。

(省略)

(省略)

(新設)

(育児を行う職員の始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ)

第7条の2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次に掲げる始業・終業時刻を選択することができる。

また、始業・終業時刻の選択にあたっては、曜日を指定できるものとする。

① 早出A：7時30分～終業：16時15分（うち休憩時間12時15分～13時）

② 早出B：7時45分～終業：16時30分（うち休憩時間12時15分～13時）

③ 早出C：8時00分～終業：16時45分（うち休憩時間12時15分～13時）

④ 早出D：8時15分～就業：17時00分（うち休憩時間12時15分～13時）

⑤ 遅出A：8時45分～終業：17時30分（うち休憩時間12時15分～13時）

⑥ 遅出B：9時00分～終業：17時45分（うち休憩時間12時15分～13時）

⑦ 遅出C：9時15分～終業：18時00分（うち休憩時間12時15分～13時）

⑧ 遅出D：9時30分～就業：18時15分（うち休憩時間12時15分～13時）

2 申出をしようとする者は、1回につき1年以内の期間について、制度の適用を開始しようとする日及び終了しようとする日並びに早出Aから遅出Dのいずれに変更するかを明らかにして、原則として適用開始予定日の1か月前までに、育児を行うための始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ措置適用申出書（様式6-2）により本会に申し出なければならない。

3 前項にかかわらず、「育児休業等及び介護休業等に関する取扱い」により育児休業の対象から除外された次の職員は、育児を行うための始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ措置の適用を受けることができない。

① 採用されて1年を経過しない職員

② 1週間の所定労働日数が2日以内の職員

4 適用のための手続き等については、第6条の3から第6条の5までの規定を準用する。

5 昇格、昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の措置の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(介護を行う職員の始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ)

第12条 要介護状態にある家族を介護する職員は、本会に介護を行うための始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ措置適用申出書(様式11)を提出する方法で申し出ることにより、利用開始の日から3年の間で2回までの範囲を原則として、次に掲げる始業・終業時刻を選択することができる。

① 始業:7時30分～終業:16時15分(うち休憩時間12時15分～13時)

② 始業:9時30分～終業:18時15分(うち休憩時間12時15分～13時)

2 前項にかかわらず、「育児休業等及び介護休業等に関する取扱い」により介護休業の対象から除外された次の職員は、介護を行うための始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ措置の適用を受けることができない。

① 採用されて1年を経過しない職員

② 1週間の所定労働日数が2日以内の職員

3 適用のための手続き等については、第10条から第12条までの規定(第12条第4項第3号を除く。)を準用する。

4 昇格、昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の措置の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(介護を行う職員の始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ)

第12条 要介護状態にある家族を介護する職員は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次に掲げる始業・終業時刻を選択することができる。

また、始業・終業時刻の選択にあたっては、曜日を指定できるものとする。

① 早出A:7時30分～終業:16時15分(うち休憩時間12時15分～13時)

② 早出B:7時45分～終業:16時30分(うち休憩時間12時15分～13時)

③ 早出C:8時00分～終業:16時45分(うち休憩時間12時15分～13時)

④ 早出D:8時15分～就業:17時00分(うち休憩時間12時15分～13時)

⑤ 遅出A:8時45分～終業:17時30分(うち休憩時間12時15分～13時)

⑥ 遅出B:9時00分～終業:17時45分(うち休憩時間12時15分～13時)

⑦ 遅出C:9時15分～終業:18時00分(うち休憩時間12時15分～13時)

⑧ 遅出D:9時30分～就業:18時15分(うち休憩時間12時15分～13時)

2 申出をしようとする者は、1回につき1年以内の期間について、制度の適用を開始しようとする日及び終了しようとする日並びに早出Aから遅出Dのいずれに変更するかを明らかにして、原則として適用開始予定日の1か月前までに、介護を行うための始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ措置適用申出書(様式11)により本会に申し出なければならない。

3 前項にかかわらず、「育児休業等及び介護休業等に関する取扱い」により介護休業の対象から除外された次の職員は、介護を行うための始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ措置の適用を受けることができない。

① 採用されて1年を経過しない職員

② 1週間の所定労働日数が2日以内の職員

4 適用のための手続き等については、第9条から第11条までの規定(第11条第4項第3号を除く。)を準用する。

5 昇格、昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の措置の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第4章 子の看護休暇

(子の看護休暇)

第13条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、サービス規程第25条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合には1年間につき5日、2人以上の場合には1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。但し、次の各号に掲げる職員を除く。

(1) 日々雇用される職員

- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
- 3 取得しようとする職員は、原則として事前に子の看護休暇申出書(様式17)を本会に提出することにより申し出るものとする。
- 4 給与、期末手当、昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

(省略)

第4章 子の看護等休暇

(子の看護等休暇)

第13条 小学校第3学年修了までの子を養育する職員は、次に定める当該子の世話等のために、サービス規程第25条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合には1年間につき5日、2人以上の場合には1年間につき10日を限度として、子の看護等休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

一 負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話
二 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること

三 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話
四 当該子の入園(入学)式、卒園式への参加

但し、次の各号に掲げる職員を除く。

(1) 日々雇用される職員

- 2 子の看護等休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
- 3 取得しようとする職員は、原則として事前に子の看護等休暇申出書(様式17)を本会に提出することにより申し出るものとする。
- 4 給与、期末手当、昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

(省略)

附 則

この規程の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

(令和 年 月 日理事会議決)(第7条、第7条の2、第12条、第13条、様式6-2、様式18)

受託事業・地域振興事業の見直しについて（中間報告）

1 現状と経緯

人口減少・少子高齢化に伴い商工会管内の事業者数が減少している現状において、今後は商工会事務局の人員が削減されることが予測される。また、他の商工会では支所を廃止し本部に統合する事例も増えており、将来的に商工会の現行の支所に係る事業を継続することが困難になることが懸念される場所である。

そこで、今後の商工会組織の運営維持を図る観点から、経営支援事業以外の事業である受託事業やイベント・行事等の地域振興事業の見直しを地区運営会議・役員会において行い、当該事業の必要性や優位性等を総合的に判断し、事業の縮減に係る指針を今年度中に策定する。

2 見直し方針

(1) 受託事業の見直し方針

- ①支所廃止に伴い、事業継続が物理的に不可能なもの、又は、多大な労力を要するものは、原則として事業廃止とする。
- ②商工会の目的である経営支援に必要な事業、又は、商工会に有益な事業は、原則として事業継続とし、それ以外は事業廃止とする。
- ③商工会が受託する以外の方法で事業継続できるものは、原則として事業廃止とする。

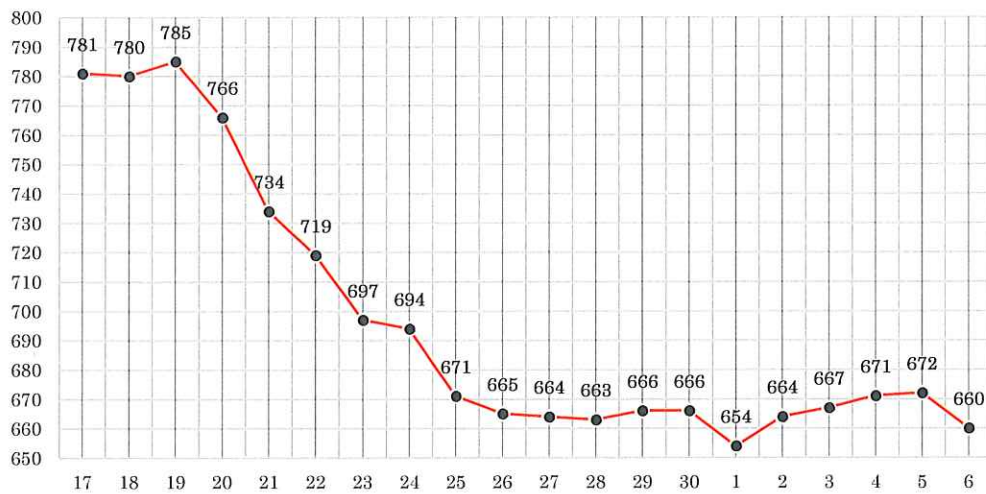
(2) 地域振興事業の見直し方針

- ①商工会が主催する事業のうち、費用対効果が低いもので改善の見込みのないものは、原則として事業廃止する。
- ②実行委員会が主催する事業のうち、多大な労力を要するものは、委員会の業務分担の見直しや業務内容の合理化・効率化を行うことにより商工会業務の縮減を図るものとする。

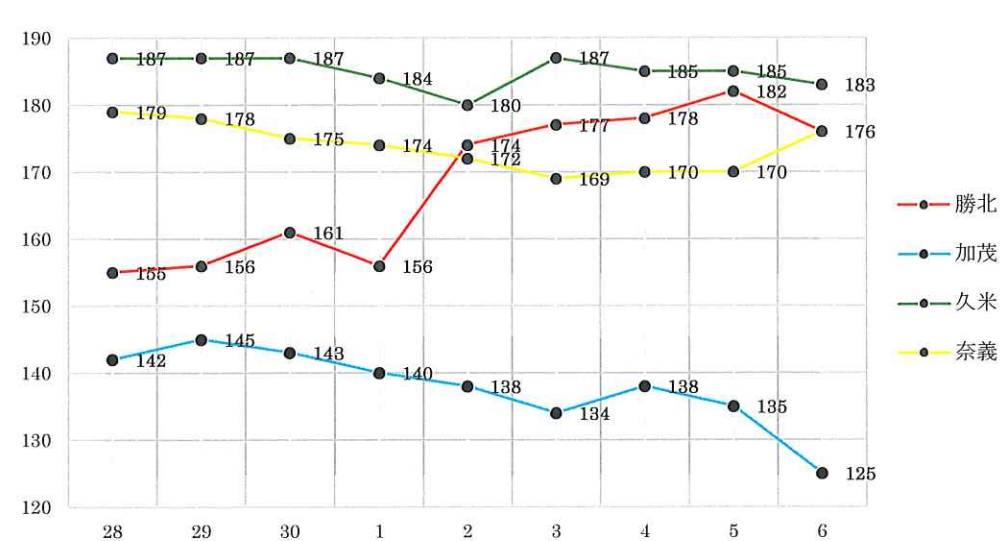
作州津山商工会 小規模事業者数推移



作州津山商工会 会員数推移



作州津山商工会 地区別会員数推移



通年受託事業一覧

事業名	委託元	受託業務内容	委託料	委託料の内 事務費(利益)	支所廃止した場合の 事業継続上の課題等	見直し状況【R7.2未現在】
労働保険事務組合 事業	事業主	労働保険の申告・納付、各種手続き	3,766,888	3,766,888	加入事業者からの申請、届出等の 窓口業務に支障が発生する。	SNS等を活用した非対面式の手続きを検討
津山法人会作州津 山支部事業	津山法人会	総会・役員会・懇親会開催、文書事務、会計 事務、会費請求収納事務、親会事業協力	50,000	50,000	会員の入脱会手続きや会費の収納 など業務負担が過大となる。	SNS等を活用した非対面式の手続きを検 討、口座振替を導入済
作州津山青色申告 会事業	作州津山青色 申告会	総会・役員会・懇親会開催、文書事務、会計 事務、会費請求収納事務、親会事業協力	160,000	160,000	会員の入脱会手続きや会費の収納 など業務負担が過大となる。	SNS等を活用した非対面式の手続き、口座 振替の導入を検討
作州津山管内納税 貯蓄組合連合会事 業	津山税務署管 内納税貯蓄組 合連合会	総会案内事務、会費請求収納事務、事業協力	0	0	会員の入脱会手続きや会費の収納 など業務負担が過大となる。	SNS等を活用した非対面式の手続き、口座 振替の導入を検討
津山圏域勤労者互 助会事業	津山圏域勤労 者互助会	入脱会・給付手続き、文書配付、記載指導	100,000	100,000	会員の入脱会手続きや給付金配付 など業務負担が過大となる。	SNS等を活用した非対面式の手続き、口座 振込の導入を検討
岡山県共済協同組 合事業	岡山県共済協 同組合	保険契約代理店事務	445,656	445,656	加入事業者からの申請、届出等の 窓口業務に支障が発生する。	SNS等を活用した非対面式の手続きを導入 を検討
津山市指定ごみ袋 引渡及び保管管理 業務	津山市	加茂・阿波・勝北・久米地区内の市指定ごみ 袋の保管・管理・取扱店からの受注及び引渡	815,100	815,100	ごみ袋の取扱店への引渡し業務が 困難となる。	受託廃止を津山市と協議予定
加茂商店会事業	加茂商店会	総会・役員会・懇親会開催、文書事務、会計 事務、会費請求収納事務	60,000	60,000	会議の開催や会費の収納など業務 負担が過大となる。地区運営会議	R7.3.31付解散 委託関係消滅
加茂地区木材組合 事業	加茂地区木材 組合	総会・役員会・懇親会開催、文書事務、会計 事務、会費請求収納事務	120,000	120,000	意見として、受託廃止について 商工会の方針を受託団体に伝え、 受託団体の役員会で協議し、意見 を聴取する。	R7.3.31付委託関係満了 津山市森林組合に委託替え
加茂郷林業共同体 事業	加茂郷林業共 同体	総会・役員会・懇親会開催、文書事務、会計 事務、会費請求収納事務、研修旅行	350,000	350,000	市や再委託先事業者との調整など 業務負担が過大となる。地区運営 会議の意見として、商工会との関 係性が低く、再委託事業者と市が 直接委託することも可能であるこ とから、受託廃止について行政と 協議する。	R7年度も継続予定 現在、組織再編と新委 託先の探索中 新委託先決定次第、期中解除を含め、委託 関係の解消を予定(時期未定)
美作加茂駅管理業 務	津山市	駅舎の管理・清掃・切符販売・情報発信	2,276,000	200,000		津山市と協議継続中
合 計			8,143,644	6,067,644	※金額はR5年度実績	

地域振興事業（通年実施するイベント、行事等）

【勝北地区】

事業名	実施主体	実施時期	商工会の業務内容	事業費	商工会の 収益又は 負担費用	支所廃止した場合の 事業継続上の課題等	見直し状況【R7.2未現在】
勝北サマー フェスティ バルIN塩手	勝北サマーフェ スティバルIN塩 手実行委員会	8月12日	会議出席、協賛金集金 (地区役員) 出店（青年部・女性 部）	8,942,000	0	運営に関しては主体が実行委員 会であるため、協力内容の見直 し図り、協力が物理的に不可 能と判断した場合は実行委員会か ら脱退する。 青年部・女性部出店は、部員主 体の運営を検討する。	協賛金依頼・集金は地区運営委 員・商工会事務局が主体となっ て実施。 運営に関する協力内容は、今後 も実行委員会と協議を継続。
勝北ふるさ と祭り	勝北ふるさと祭 り実行委員会	11月 第2土曜日	会議出席、前日準備、 出店 (青年部・女性部)	663,000	0	同上	会議出席は代表理事、商工会事 務局が出席。 出店は部員主体の運営を検討。

地域振興事業（通年実施するイベント、行事等）

【加茂地区】

事業名	実施主体	実施時期	商工会の業務内容	事業費	商工会の 収益又は 負担費用	支所廃止した場合の 事業継続上の課題等	見直し状況【R7.2未現在】
津山加茂郷フ ルマラソン全 国大会	津山加茂郷フ ルマラソン全 国大会実行委 員会	4月第4日曜	青年部・女性部の出店補助	180,000	+120,000	青年部・女性部員主体による事業継続を検討し、物理的に不可能と判断した場合は事業を廃止する。	主催が実行委員会方式であり、現在は女性部の出店のみ 事務局は当日の女性部監督のみ
みまさかス ローライフ列 車イベント	みまさかローカル鉄 道実行委員会	5月・11月	イベント出店事業者の補助	0	出店にか かる経費	事業を廃止した際の出店事業者（会員）に対する影響等を勘案した結果、今年度を以て事業を廃止する。	R6年度中で商工会枠での出店がなくなった為、R7年度商工会事業からは削除を検討する余地あり
かもの夏ま つり	かもの夏まつり実行 委員会	8月14日	実行委員会及び運営委員会の開催運営及び当日催事の運営、その他夏まつりに係る庶務全般	3,296,000	+100,000	実行委員・運営委員を主体に運営できる体制を推進し、事業を継続する。	継続案件 人員不足等も鑑み、R7年度は事務局負担を削減すべく運営体制や組織を再編する予定
加茂・阿波 地区新年互 例会	作州津山商工会加茂 支所 津山市観光協会北支 部 ※津山法人会加茂支 所は合併済	1月3日 共催団体と毎 年担当を交代 して実施、R6 年度は商工会	企画運営、庶務全般	221,500	-750	事業廃止も含め今後の運営方法について、共催団体である観光協会と協議の上、方針を決定する。	R7年開催を最終回とし、 R6年度で終了

地域振興事業（通年実施するイベント、行事等）

【久米地区】

事業名	実施主体	実施時期	商工会の業務内容	事業費	商工会の収益 又は負担費用	支所廃止した場合の 事業継続上の課題等	見直し状況 【R7.2未現在】
道の駅久米の 里 仙人まつり	(有)アグリ久米	4月下旬	事前の合同準備に参加（青年部）。 女性部、青年部、会員（希望者）に よる屋台出店。		屋台収益有。	課題は特になく、継 続可能。	
交通安全ナン ト村	津山市久米地区 交通安全対策協議会	春、 秋	女性部参加。 粗品制作配布、安全運転啓発活動		粗品作成代実 費負担	粗品制作場所の確保 が必要となる。	役員主体で行って おり、見直しの必 要なし
ふれあい広場 久米ふるさと まつり	津山市（久米支所）	10月中下旬	協賛金集金（地区運営委員）、チラ シ作成（事務局）、事前の合同準備 に参加（青年部）。 女性部・青年部・会員（希望者）に よる屋台出店。	300万円	協賛金20,000 円。 屋台収益有。	協賛金の収納方法を 要検討	
岩屋城ウオー クラリー	作州津山商工会青年 部（久米地区）	11月初旬	企画運営全般（青年部）、当日補助 （女性部）、事前受付（事務局）	50万円	例年4～5万程 度負担アリ	参加費の収納方法を 要検討	

地域振興事業（通年実施するイベント、行事等）

【奈義地区】

事業名	実施主体	実施時期	商工会の業務内容	事業費	商工会の収益又は負担費用	支所廃止した場合の事業継続上の課題等	見直し状況【R72未現在】
奈義町菜の花まつり出店	作州津山商工会女性部 奈義支部	4月第3日曜日	奈義支部女性部が出店するので、出店補助・備品等仕入・会計管理	67,592	利益 ¥5,378	当日出席できる部員の人数によって、出店内容を見直す。他の飲食業者に代わりに出店してもらう。	令和7年度は4月13日(日)実施予定。当日は少人数で対応可能な出店内容にするように見直しをはかる。
奈義町活性化支援券スタンプラリー	奈義地区運営会議	4月・10月	加盟店への協賛案内・協賛とりまとめ、チラシ作成・折込依頼、抽選会実施、当選者連絡、会計事務処理	90,153	損失 ¥1,653	町からの依頼で始めた事業なので、奈義町の情報企画課と協議の上、事務を依頼。	令和7年度以降は商工会での事業は廃止。奈義町役場情報企画課にスタンプラリーの効果検証中であり、加盟店の売上に変動がある場合は実施を継続するが、運営主体は奈義町役場に移行予定。
奈義町ふるさと夏まつり	奈義町ふるさと夏まつり実行委員会	準備期間6月～8月 8月14日本番	協賛依頼管理・集金、経費等会計管理、当日スタンプ等の飲料弁当注文、当日ステージ出演者対応、	3,941,676	協賛金負担のみ (商工会30,000、青年部10,000、女性部10,000)	協賛金の集金など、商工会会員である協賛事業者との事務連絡が困難。業務分担について奈義町産業振興課との協議が必要。	令和7年度以降も実施の予定。
奈義町ふるさと夏まつり出店	作州津山商工会青年部 奈義支部	準備期間6月～8月 8月14日本番	協賛金集金依頼・とりまとめ、出店補助・備品等仕入・会計まとめ	498,491	利益 ¥207,089	当日出席できる部員の人数によって、出店内容を見直す。事務局不在でも、仕入管理・事前準備・当日管理等も全て青年部で行うようにしていければ、事業継続可能。	令和7年度以降も実施の予定。
奈義町農林業祭	奈義町農林業祭実行委員会	10月第3日曜日	奈義地区運営会議が出店するので、出店補助・備品仕入・会計管理	25,837	利益 ¥1,913	他の飲食業者に代わりに出してもらい、商工会奈義地区として、今年からは出店しない。	令和6年度より事業廃止。
年始広告・新春クイズ	作州津山商工会青年部 奈義支部	10月～1月 新春クイズ抽選会は新年互礼会時に実施	奈義支部青年部事業。町内事業者からの協賛金とりまとめ、デザイン確認、デザイン・印刷折込依頼、会計事務処理、景品策定、新春クイズ抽選会、当選者連絡	651,358	利益 ¥309,000	長年続く行事のため、廃止は難しいが、事務局不在で、会計事務・広告の校正・印刷までの全ての業務の実施は困難。	令和7年度以降も実施予定。
奈義地区新年互礼会	奈義地区運営会議	1月第2金曜日	来賓・会員へ開催案内通知・祝辞依頼、出演者依頼、食事等手配、とりまとめ、当日運営補助	365,054	損失 ¥73,054	招待客人数の縮小をしていく。行政や会員同士との交流の場なので、当面廃止はしないが、一連の運営・事務の実施が困難。	令和7年度以降も実施予定。ただし、招待客は奈義地区内に限定する。

令和 6 年度 作州津山商工会組織目標

実施内容	目 標	実 績	達成率	備 考
商工会組織率 %	65	62.8%	96.6%	
巡回件数 数	3,800	3,981	104.8%	
巡回率(活動浸透率) %	100	102%	102%	
経営革新計画 件	4	4	100.0%	
事業計画作成 件	40	56	140.0%	
事業承継診断等 件	52	74	142.3%	
マル経融資 件	30	23	76.7%	
事業継続力強化計画等 件	10	10	100.0%	
ITツール導入支援等 件	40	40	100.0%	
会員加入推進(純増) 件	11	-12	-109.1%	
記帳代行 件	6	6	100.0%	
貯蓄共済 口	80	38	47.5%	
福祉共済 口	30	7	23.3%	
国の三共済 口	20	13	65.0%	小規模企業共済、倒産防止共済、中退共

令和6年度 作州津山商工会組織目標

令和7年3月14日現在

経営革新 目標：4件

支所	認定
勝北	1
加茂	1
久米	1
奈義	1
合計	4
進捗率	100%

補助金等採択 (国・県等)

支所	内訳	持続化	その他	合計
勝北	申請	1	3	4
	採択	1	1	2
加茂	申請	1	0	1
	採択	1	0	1
久米	申請	2	5	7
	採択	2	4	6
奈義	申請	1	3	4
	採択	1	0	1
合計	申請数	5	11	16
	採択数	5	5	10
	採択率			63%

ITツール導入 目標：40件

支所	件数
勝北	14
加茂	9
久米	9
奈義	8
合計	40
進捗率	100%

組織率 目標：65%

商工業者	法定会員
勝北	
246	165
加茂	
179	115
久米	
306	163
奈義	
237	165
全体	
968	608
	62.8%

事業計画(各種経営計画、補助金)作成件数 目標：40件

地区/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勝北	2	0	2	2	4	1	0	0	1	2	0	0	14
加茂	1	0	0	1	0	1	0	3	0	0	3	0	9
久米	0	5	2	4	3	1	2	3	0	0	0	0	20
奈義	2	0	0	3	1	0	2	5	0	0	0	0	13
合計	5	10	14	24	32	35	39	50	51	53	56	56	56
進捗	13.9%	27.8%	38.9%	66.7%	88.9%	97.2%	108.3%	138.9%	141.7%	147.2%	155.6%	155.6%	155.6%

BCP計画策定(事業継続力強化計画、BCP補助金、岡山県BCP計画認定)件数 目標：10件

地区/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勝北	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
加茂	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
久米	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4
奈義	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
合計	0	0	3	6	6	6	6	9	9	9	10	10	10
進捗	0.0%	0.0%	30.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%	90.0%	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%

マル経融資 目標：30件

地区/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勝北	0	0	1	0	3	1	0	0	1	0	0	1	7
加茂	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	3
久米	0	3	0	2	0	0	2	3	0	0	0	0	10
奈義	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	3
合計	0	3	4	8	11	13	16	21	22	22	22	23	23
進捗	0.0%	10.0%	13.3%	26.7%	36.7%	43.3%	53.3%	70.0%	73.3%	73.3%	73.3%	76.7%	76.7%

事業承継診断件数等の合計 目標：22件 (事業承継診断15件・承継計画2件・CO派遣5件)

地区/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	事業承継 診断合計	承継計画	CO派遣	計画・派遣合計
勝北	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0
加茂	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	1
久米	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2
奈義	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4
合計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	2	5	7
進捗	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業承継診断件数等・創業支援者数・保証協会との連携相談・公庫マッチングサイト 目標：30件

地区/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	事業承継 診断合計	創業支援	創業計画	保証協会	公庫マッ チングサイト	合計
勝北	0	0	0	0	0	0	0	5	2	2	0	9
加茂	0	0	0	0	0	1	1	4	0	0	0	5
久米	6	0	0	0	0	2	8	5	0	0	0	13
奈義	10	0	1	0	0	1	12	11	0	2	0	25
合計	16	16	17	17	17	21	21	25	2	4	0	52
進捗	66.7%	66.7%	70.8%	70.8%	70.8%	87.5%	87.5%	125.0%	10.0%	200.0%	0.0%	173.3%

ITツール導入支援の合計 目標：40件

地区/月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勝北	2	2	1	1	2	2	4	0	0	0	0	14
加茂	0	2	0	0	1	1	3	2	0	0	0	9
久米	0	5	0	0	2	0	0	2	0	0	0	9
奈義	0	1	2	0	2	2	1	0	0	0	0	8
合計	2	12	15	16	23	28	36	40	0	0	0	40
進捗	5.0%	30.0%	37.5%	40.0%	57.5%	70.0%	90.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

巡回件数 目標：3,800件

支所	巡回目標	巡回実績	達成率
本部	600	619	103.17%
勝北	800	814	101.75%
加茂	800	897	112.13%
久米	800	785	98.13%
奈義	800	866	108.25%
合計	3,800	3,981	104.76%

巡回率(対小規模事業者) 目標：100%

支所	巡回数	対象	達成率
勝北	234	234	100.00%
加茂	180	178	101.12%
久米	288	281	102.49%
奈義	220	209	105.26%
合計	922	902	102.22%

窓口相談 目標：3,000件

支所	窓口目標	窓口実績	達成率
勝北	800	305	38.13%
加茂	700	519	74.14%
久米	750	371	49.47%
奈義	750	371	49.47%
合計	3,000	1,566	52.20%

会員増強(純増) 目標：10件

地区/月 期首672	4月		6月		9月予定		12月		3月		合計		純増
	加入	脱会	加入	脱会	加入	脱会	加入	脱会	加入	脱会	加入	脱会	
勝北	3	-6	0	-1	1	-3	0	0	1	-2	5	-12	-7
加茂	1	-6	0	-2	0	-2	0	0	1	-1	2	-11	-9
久米	1	-4	1	0	0	-2	0	0	3	-1	5	-7	-2
奈義	3	-2	2	0	1	0	3	0	0	-1	9	-3	6
合計	8	-18	3	-3	2	-7	3	0	5	-5	21	-33	-12
会員数	680	662	665	662	664	657	660	660	665	660			98.2%

記帳機械化 目標：6件

地区/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勝北	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
加茂	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
久米	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
奈義	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6
進捗	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

商工貯蓄共済 目標：80件

地区/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勝北	2	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	5
加茂	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0	12
久米	0	5	5	2	2	0	0	0	0	0	0	0	14
奈義	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	7
合計	12	17	22	26	28	28	29	29	31	33	38	38	38
進捗	13.3%	18.9%	24.4%	28.9%	31.1%	31.1%	32.2%	32.2%	34.4%	36.7%	42.2%	42.2%	42.2%

会員福祉共済 目標：30件

地区/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勝北	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
加茂	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
久米	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
奈義	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1	2	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	7
合計	1	3	3	3	3	3	4	7	7	7	7	7	7
進捗	3.3%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	13.3%	23.3%	23.3%	23.3%	23.3%	23.3%	23.3%

国の3共済 目標：20件

地区/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勝北	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	5
加茂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
久米	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3
奈義	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4
合計	0	0	1	0	0	0	1	3	3	0	1	4	13
進捗	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	8.3%	8.3%	0.0%	2.8%	11.1%	65.0%

令和7年度津山市及び奈義町の補助金内示について

○津山市当初予算額

- ・経済振興対策事業補助金：16,886,000円
(令和6年度：16,886,000円)

○奈義町当初予算額

- ・商工会補助金：5,500,000円
(令和6年度：5,500,000円)

職員の人事異動について（令和7年4月1日付）

資料8

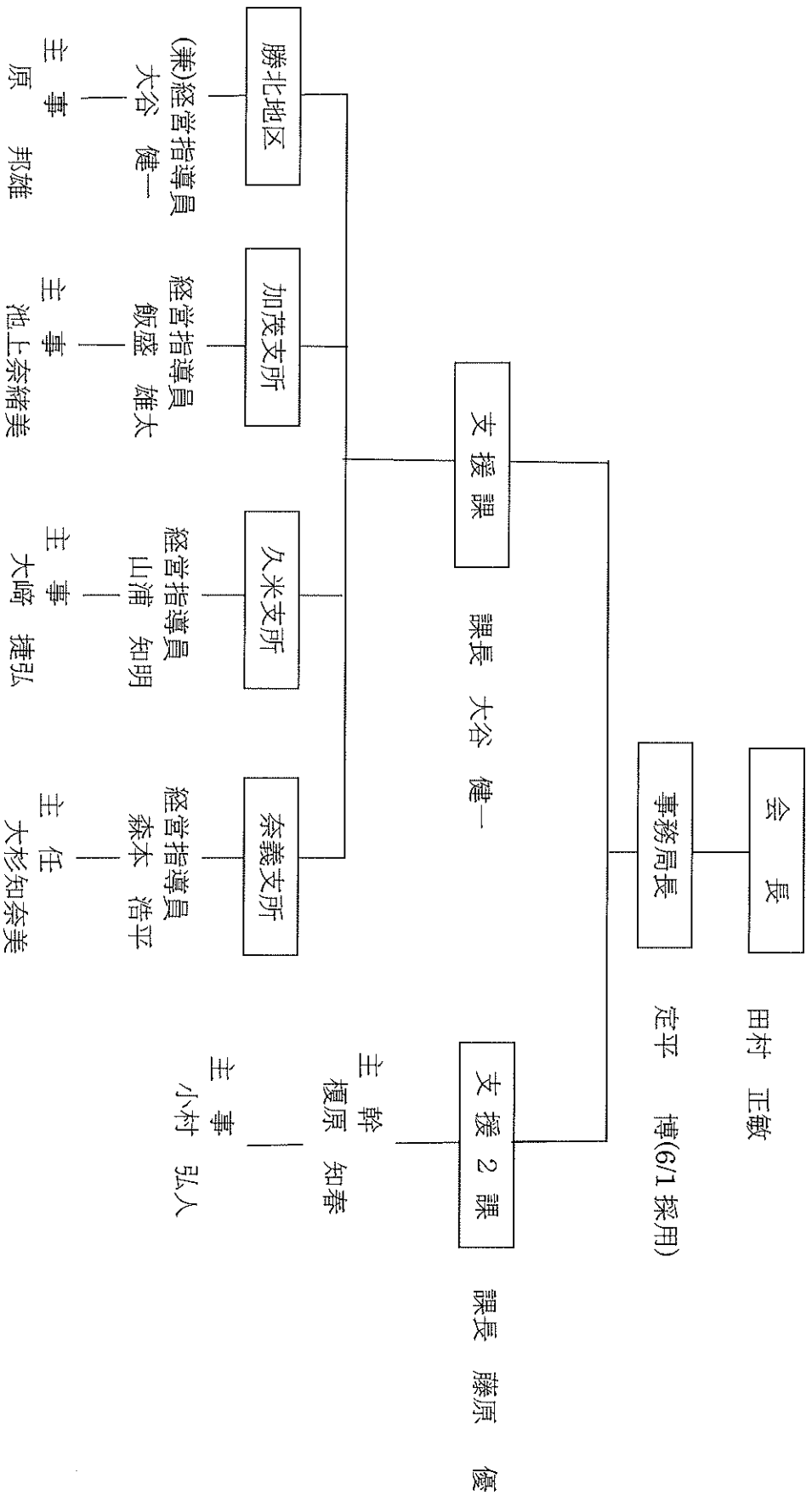
1. 作州津山商工会から転出する職員

職名	事務局長	経営指導員（奈義支所）	主幹（本部）	臨時職員（本部・加茂）
氏名	河本 浩明	倉田 洋輔	藤原 優子	財田 佳古
異動先商工会等	R7.3.31 依願退職	備北商工会	久米郡商工会	R7.3.31 依願退職

2. 作州津山商工会へ出向する職員

異動元商工会等	新規採用（6/1採用）	浅口商工会	みまさか商工会	新規採用
職名	事務局長	経営指導員（奈義支所）	主幹（本部）	主事（本部）
氏名	定平 博	森本 浩平	檀原 知春	小村 弘人

作州津山商工会事務局機構図 (令和7年4月1日現在)



令和7年作州津山商工会新年互礼会 事業報告

○実施報告

開 催 日 令和7年1月5日(日)
 開 催 場 所 津山鶴山ホテル
 出 席 者 数 93人 (欠席者数 3人)
 ※事務局職員10人を含む

○収支報告

収 入 円

摘 要	金 額	備 考
会 費	415,000	5,000×83人
負 担 金	579,606	作州津山商工会本会計より
合 計	994,606	

支 出 円

摘 要	金 額	備 考
会 場 代	271,546	利用料、花代、看板代、酒樽 等
会 食 代	643,060	
公 演 料	80,000	山口みさと歌謡ショー
合 計	994,606	

広 報 連 絡 票

津 山 信 用 金 庫

件名 「津山市と津山商工会議所と作州津山商工会と津山信用金庫との連携協力に関する協定書」締結式の開催について

この度、津山信用金庫（本店：津山市山下30-15 理事長 松岡裕司）は、津山市、津山商工会議所および作州津山商工会との間で、津山市での創業・移住等を支援する「連携協力に関する協定書」を締結いたします。本協定は、包括的な連携のもと、将来の作州地域における事業所や人口減少に備え、「津山市での創業」と「津山市への移住」を支援することにより、津山市、ひいては作州地域の事業所増と人口増を推進し、作州地域の持続的な発展と活性化を図ることを目的としています。その目的を達成するため、「創業・移住サポートセンター」を含めた取組みを行う「T-スタ（通称）」を開設するに当たり、創業や移住についての連携や協力を推進するものであります。つきましては、締結式を下記のとおり開催する運びとなりましたので、ご案内いたします。

※T-スタとは、Tsuyama（津山）Startup（始める）の略で、誰でも気軽に立ち寄れ、悩みを無料で相談でき、移住や創業の希望者や事業者が抱える課題に対して、専門知識を備えた支援者が、「解決策」を「ワンストップ」で提供し、「成果を出す」支援を行うセンターです。

記

1. 調印式の概要

- (1) 日 時：2025年3月10日（月）13時00分～
- (2) 場 所：津山市役所3階庁議室
- (3) 参加者：津山市長 谷口 圭三 氏
津山商工会議所 会頭 松田 欣也 氏
作州津山商工会 会長 田村 正敏 氏
津山信用金庫 理事長 松岡 裕司

2. 「T-スタ」の概要

(1) 概要

3つの機能「創業・移住サポートセンター」「事業支援センター」「作州地域活性化応援（まちづくり）センター」を持つセンター

①「創業・移住サポートセンター」

連携団体の連携協定事業の相談窓口として、当地域への移住希望者、創業希望者を発掘し支援する。そのために、地域内外への情報発信、専門家による支援、創業・不動産情報等を強化し、津山ならびに作州地域を魅力的で活気ある町にする。

②「事業支援センター」

経営支援を必要とする事業所に対して、事業計画策定、経営改善計画策定、販路拡大、第二創業、事業承継等あらゆる相談に専門家・専門機関とともに対応し、取引先の企業価値向上に寄与する。

③「作州地域活性化応援（まちづくり）センター」

地域の魅力発信と活性化に努めている団体等と連携し、空き家活用、商店街の賑わいづくり等に取り組み、津山ならびに作州地域の魅力を内外に発信し元気で活気あるまちづくりを支援する。

(2) 場所（拠点）

旧津山信用金庫林田支店（津山市林田76-8）を改装。なお、T-スタは、2021年10月施行の「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の中で制定された「建築物木材利用促進協定」制度を活用し、2022年10月に当金庫と院庄林業株式会社および津山市の三者で締結した『美作ひのき等利用促進に関する協定』に基づく2番目木材建造物のとなります。

3. 今後のスケジュール

T-スタ開所式（オープニングセレモニー）：2025年3月31日（月）10時～

以 上

津山市と津山商工会議所と作州津山商工会と津山信用金庫との
連携協力に関する協定書

令和7年3月10日

津山市（以下「甲」という。）、津山商工会議所（以下「乙」という。）、作州津山商工会（以下「丙」という。）、津山信用金庫（以下「丁」という。）は、相互の連携を強化し、創業・移住等の分野において円滑に推進するため、次のとおり連携協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

甲：岡山県津山市山北520番地

津山市
市長 谷口 圭三



(目的)
第1条 本協定は、包括的な連携のもと将来の作州地域における人口減少や事業所の減少に備え、「津山市での創業」と「津山市への移住」を支援することにより、事業所増と作州地域の人口増を推進し、作州地域の持続的な発展と活性化を図ることを目的とする。

(業務連携の内容)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、情報のワンストック化を図り、創業・移住サポートセンターを開設することにより、次の事項について連携・協力するものとする。

乙：岡山県津山市山下30番地9

津山商工会議所
会 頭 松田 依也



(1) 創業相談、事業計画策定支援、専門家派遣

②資金繰り支援、マッチング支援等

③セミナー開催等

④広報（情報収集・発信）等

(2) 移住支援に関すること

①移住相談

②空き家活用相談

③広報（情報収集・発信）等

(3) その他、目的を達成するために必要なこと

丙：岡山県津山市新野東567番地9

作州津山商工会
会 長 田村 正敏



(連絡窓口の設置)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、業務連携に係る窓口を設置し、必要な協力を行うものとする。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携協力の実施に要する経費は、原則として各団体が協議のうえ負担することとする。

丁：岡山県津山市山下30番地15

津山信用金庫
理事長 松岡 裕司



(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和8年3月末日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までで、甲、乙、丙及び丁のいずれかか他の三者に対し別段の意思表示をしない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後にについても同様とする。

2 前項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、他の三者に対して1ヵ月前までに通知することにより、相手方に向ら責任を負うことなく、本協定を失効させることができる。

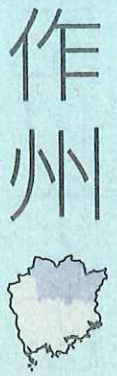
(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈上疑義が生じた事項や協定の内容を変更したいときは、その都度、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議の上、定めるものとする。

(その他)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく取組みを行うにあたり、互いの立場を尊重および理解し、協力するものとする。

本協定の締結を証するため本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が各自署名捺印のうえ、各1通を保管する。



創業や移住サポート

市、信金など「T-スタ」31日開設 4者協定締結

津山

津山市、津山信用金庫、山田商工会議所、作州津山商工会の4者は、創業・移住サポートセンター「T-スタ」を31日、津山信

山信用金庫、金田林田支店(同市林田)に開設する。市内での起業、移住に関する相談にワンストップで対応し、地域活性化

旧支店1、2階(延べ約468平方メートル)に相談スペースやミーティングルームを設け、津山信金職員4人が常駐。起業希望者には事業計画の作成や融資、企業とのマッチングなどをサポートする。移住希望者には市内の空き家情報や移住に関する市の補助金制度を紹介する。

津山市と津山商工会議所と作州津山商工会と津山信用金庫との連携協力に関する協定書締結式



センター開設は、津山市と近隣自治体の事業所や人口の増加に合わせる狙いで津山信金が提案した。名称は「T-スタ」

協定書を披露する(左から)松田会頭、谷口市長、松岡理事長、田村会長

津山支社 0868-23-6822
勝英支局 0868-72-0022
真庭支局 0867-44-2113

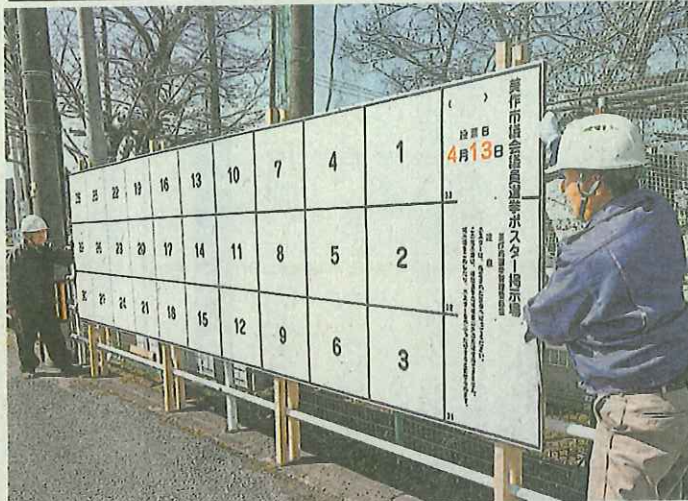
「suyama(津山)」と「startup(始める)」を組み合わせた。市役所で10日、開設した。

谷口市長は「センターを生かして人口減への取り組みを進めたい」と述べ、松岡裕司理事長、津山商工会議所の松田欣也会長、作州津山商工会の田村正敏会長が出席。4人で協定書を交わした。

(水島宏介)

ポスター掲示場設置

美作市議選 24日までに207カ所



任期満了に伴う美作市議選(4月6日告示、13日投票)の立候補者ポスター掲示場の設置作業が14日、始まった。市選管が24日までに207カ所に設置する。

市議選は定数が2減の16となり、現職15、元職1、新人5の計21人が準備を進めている。掲示板は縦1・4メートル、横5メートルで、30人分

美作北小前に設置された美作市議選のポスター掲示場

議会

47議案を可決
同意し閉会
美咲町議会

3月定例会美咲町議会は14日、本会議を再開。1億2千万5456万円の2025年度一般会計当初予算案、

「福祉」の新設に伴う条例の一部計35議案に伴う教員給与改定に関する人事契約案など、12議案を原案通り、閉会

勝央町出身文学者・木村毅生誕130年記念展



場

真庭市 育保育

市子

トースタ イメージ図

(3月末完成予定)

3/31 10:00~

オンラインでガゼレモニー

完成イメージ図 (エントランス)

企 T-スタ

- 創業・移住サポートセンター
- 事業支援センター
- 作州地域活性化協議（まちづくり）センター

- つしんキャリアエサケービスコーナー
- 梁山信用金庫 北支店林田出張所

完成イメージ図 (エントランス)

森林認証材の美作ヒノキ『乾太郎』を使用、正面にTの文字をイメージ



完成イメージ図（室内）

窓ガラス中央部に専門家パネルを設置。

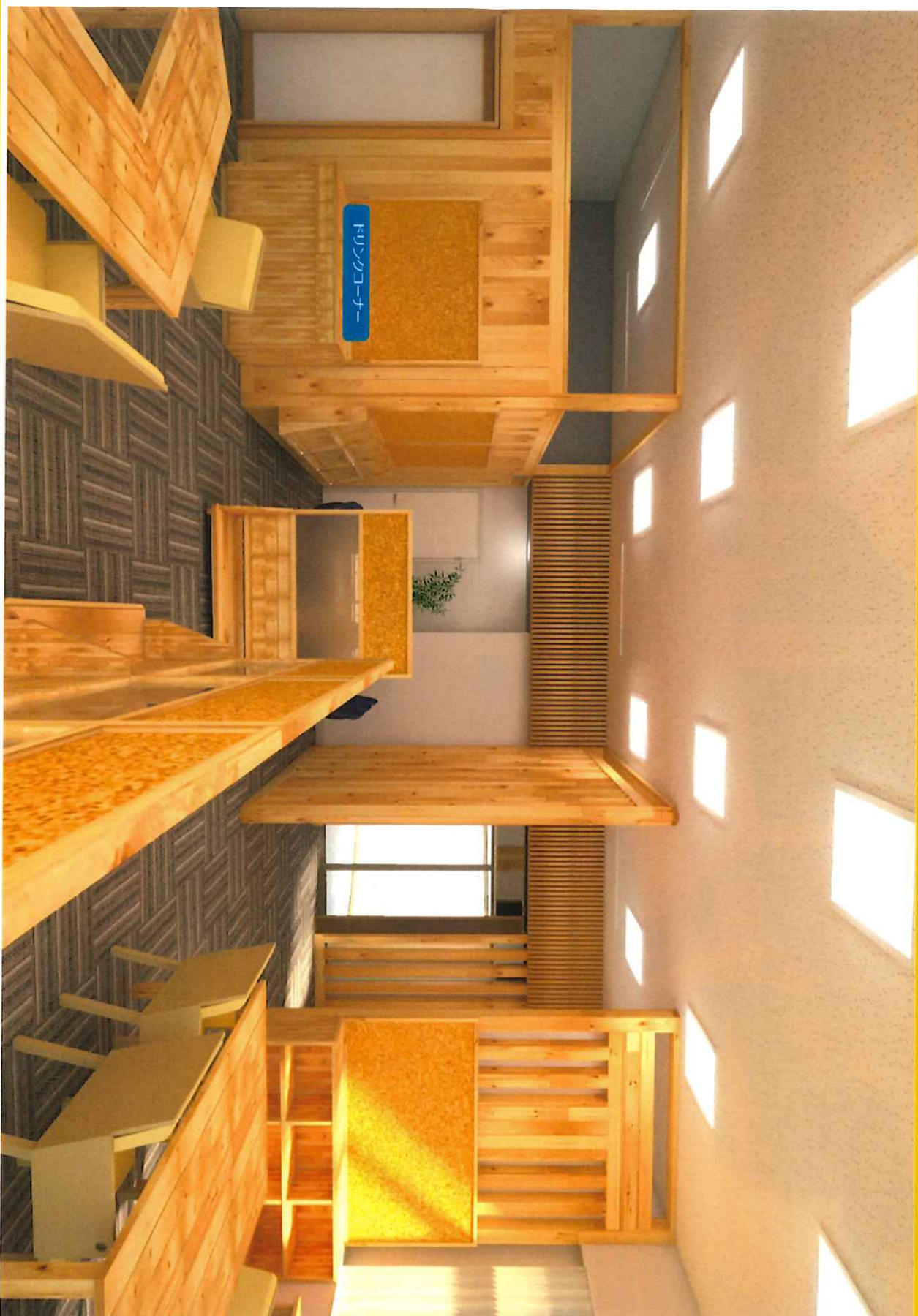


完成イメージ図（室内）



フィンクコーナー

完成イメージ図 (室内)



完成イメージ図 (ミーティングルーム)



完成イメージ図（ポール看板とロゴ）



創業・移住サポートセンター
事業支援センター
作州地域活性化応援（まちづくり）センター

役員等費用弁償の支給方法について

1 現状と問題

本会の役員等への費用弁償は、本会発行の商品券「はばたき」4,000円を支給する方法で行っているが、これは当初に商品券「はばたき」を普及することを目的として始めたことを経緯として現在に至っているものである。

しかし、元来費用弁償は現金給付をすることが通例であり、他の商工会も現金給付をしていることや、商品券を自社で使用して換金化している役員も少なくない現状もあり、商品券「はばたき」が一定程度普及している現状を踏まえれば、費用弁償を商品券で行うことの意義が低下していると認められる。

2 今後の取扱い

上記の現状と問題を踏まえ、商品券の普及については所期の目的を果たしたものと判断し、役員等への費用弁償に係る事務の効率化を図るため、商品券での費用弁償の支給を廃止し、今後は現金給付に改めることとする。